

# みよし市

平成30年度

## 工事技術調査結果報告書

平成31年2月21日（木）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：平成31年1月22日（火）

場 所：みよし市役所301会議室および工事現場

監査執行者：みよし市代表監査委員（識見） 小嶋 正道  
みよし市監査委員（議選） 藤川 仁司

監査立会者：監査委員事務局 事務局長 竹谷 好裕  
〃 主任主査 中島 真美  
〃 主査 永田 奈美子

### 調査対象工事

- 【1】三好中部1号公園整備工事
- 【2】（仮称）きたよし地区拠点施設建設（建築）工事

## 【1】三好中部1号公園整備工事

### 1 工事内容説明者

#### (1) 調査出席者

都市建設部	部長		岡本隆広
〃	公園緑地課	副主幹	黒川実
〃	〃	主査	枅川幸詩
総務部	総務課	契約検査担当主査	小嶋俊和
〃	〃	〃 主事	石田大和

#### (2) 工事請負者

有限会社マツイワ

現場代理人（主任技術者） 勝本昇

### 2 工事場所 みよし市三好町地内

### 3 工事概要

三好中部1号公園は、三好中部特定土地区画整理事業内にあり、土地区画整理事業の進捗に合わせて公園整備を行う。

本工事においては、面積2,310㎡の街区公園の整備工事である。

本公園は、みよし市まちづくり計画、みどりと景観計画を踏まえ、身近ににぎわいと交流をもたらす緑の空間を充実させるため、三好中部特定土地区画整理事業内に設置する街区公園の整備方針及び土地区画整理事業内の公園配置バランスを考慮し、区画整理区域の西側に住む住民が歩いて利用できる位置に整備が必要とされている。

土地区画整理事業の計画に合わせた公園新設を行い、地域一体となった整備を図る。

#### (1) 工事内容

##### ・植栽工

高中木植栽 74本

低木植栽 1,236本

##### ・舗装工

透水性脱色アスファルト（40-150-50） A=281.6㎡

平板舗装A（80-30-150） A=104.9㎡

平板舗装B（60-30-100） A=23.7㎡

##### ・縁石工

地先境界ブロック（A種120\*120\*600） L=353.5m

- ・照明灯設置工  
LED照明灯（H=4.5m） N=4基
- ・複合遊具設置工  
複合遊具（H=3.19m） N=1基
- ・四阿設置工  
四阿（□4.0m H=3.26m） N=1基
- ・フェンス設置工  
フェンス（H=1.5m） L=194.3m

(2) 工事請負業者

有限会社マツイワ

【第1回目で落札】

「事後審査型一般競争入札 5者参加 電子入札」

(3) 設計・施工監理

設 計：玉野総合コンサルタント株式会社

施工監理：直営

(4) 事業費

設計金額（税込）44,921,520円

請負金額（税込）41,580,000円（うち消費税及び地方消費税3,080,000円）

(5) 工事期間

平成30年10月5日から平成31年3月15日まで

(6) 進捗状況（平成30年12月末日現在）

計画出来高 8.9% 実施出来高 14.2%

【計画より5.3%早い】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第19条の2第2項）

工事受注者への書面通知の控えをファイリングしておくこと。

また、本工事に任命されている監督員は2名体制で、総括・主任の権限分担も監督員要領に記載されており、適正であった。

都市建設部 公園緑地課 総括監督員 黒川 実

専任・主任監督員 榊川 幸詩

#### 4 調査所見

##### 4-1 書類関係

- (1) 契約保証金について、「みよし市工事請負契約約款（平成29年4月1日改定）」どおりであり適正である。

【4,158,000円現金納付 請負金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款どおりであり適正である。

16,630,000円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

- (2) 入札状況について

5者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。 【造園工事】

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

- ・公告日 平成30年9月5日
- ・参加申請期間 平成30年9月5日～平成30年9月21日
- ・入札書受付 平成30年9月25日～平成30年9月26日
- ・開札日 平成30年9月27日

ア 見積期間：平成30年9月6日～平成30年9月26日であった。

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第3項に規定された予定価格5,000万円未満の必要な見積期間（10日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間10日以上）適正であった。

- (3) 契約関係書類

工事請負契約者は、「工事請負契約約款」に基づき適正に作成されていた。

- (4) 現場代理人・主任技術者通知書及び工事下請負等届

現場代理人・主任技術者及び関係書類は適正に作成され、整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

- (5) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。

## 4-2 設計・積算に関する書類

### 【設計方針】

- ア 地区の誇りとなるシンボル施設とする。
- イ 子供から大人、高齢者まで多世代の人々が活用できる施設とする。
- ウ ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも使いやすい施設とする。
- エ 施工性が良く、維持管理しやすい施設とする。
- オ ライフサイクルコストが良い施設とする。

### (1) 設計に関する書類

詳細設計は、玉野総合コンサルタント株式会社にて実施されていた。  
設計会社の設計技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

- ・管理技術者：藤島 康雄
- ・照査技術者：井上 僚平

また、設計図書は、「イ 設計参考図書」を基準として作成され、適正であった。

#### ア 特記仕様書

特記仕様書は、施工条件明示も含め適正に作成されていた。

#### イ 設計参考図書

No	図 書	発行年月日	著 者
1	都市計画	平成 24 年 9 月	愛知県建設部
2	都市公園技術標準解説書（平成 28 年度版）	平成 28 年 6 月	(社)日本公園緑地協会
3	都市公園の移動円滑化整備ガイドライン(改訂版)	平成 24 年 3 月	国土交通省
4	改定三版愛知県人にやさしい街づくり条例	平成 25 年 6 月	愛知県建設部建築担当局
5	給水装置工事設計・施行基準	平成 29 年 4 月	愛知県中部水道企業団
6	舗装設計便覧	平成 18 年 2 月	(社)日本道路協会
7	屋外体育施設の建設指針 各種スポーツ施設の 設計・施工（平成 29 年改定版）	平成 29 年 5 月	(公財)日本体育施設協会

### (2) 積算に関する書類

積算基準は、愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表その1、その2」に基づくシステムを導入し、「県設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」「積算資料」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として3社以上から見積り徴取し、平均値を出し上下30%範囲内での平均見積価格を本工事採用単価としていた。

愛知県建設部発行の「積算基準及び歩掛表」の価決定方法に準拠しており、適正であった。

### 【積算参考資料】

No	図書の名称	発行年月日	著者
1	愛知県積算基準及び歩掛表(その1)	平成29年10月1日	愛知県建設部
2	愛知県積算基準及び歩掛表(その2)	平成29年10月1日	愛知県建設部
3	平成30年度設計単価表	平成30年8月1日	愛知県建設部
4	建設物価	平成30年8月	(一財)建設物価調査会
5	積算資料	平成30年8月	(一財)経済調査会
6	土木コスト情報	平成30年7月	(一財)建設物価調査会
7	土木施工単価	平成30年7月	(一財)経済調査会
8	公共建築工事積算基準	平成29年6月	(一財)建築コスト管理システム研究所
9	業者見積り		

### (3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

## 4-3 施工に関する書類

### (1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保存されていた。

**建設業労災保険に適用されていると考えるが、受注者事業所を管轄する労働基準監督署に届出する必要がある。届出書類が確認できなかった。**

**一括有期事業開始届の提出控えを提出させることが望ましい。**

※1 建設業労災保険は事業ごとに手続きをしなければならない。しかし、多くの事業を手掛ける場合、小さな事業の各々について労災保険の手続きをするのは非効率的である。

そこで、有期事業が、次のすべての条件に該当したときは、法律上当然に一括され（有期事業の一括という）、全体が一つの事業とみなされ、一括有期事業として、継続事業と同様に取り扱われる。

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること。

③それぞれの一つの事業が規模的に、概算保険料の額が160万円未満であり、かつ、建設の事業では請負金額が1億8,000万円未満（消費税相当額を除く）、立木の伐採の事業では素材の見込生産量が1,000㎡未満であること。

一括有期事業は、事業開始の度に個々の手続きは必要ではないが、毎月10日までに、前月中に開始されたそれぞれの事業について事業所を管轄する労働基準監督署に「一括有期事業開始届」により報告をする必要がある。また、毎年6月から7月の間に確定保険料と次期の

概算保険料を申告する。

一方、上記の金額を超える規模の事業に関しては一括してまとめることはできないとされている。これは単独有期事業となり、事業ごと個別に工事開始時に保険関係成立届と概算保険料申告書を提出し、終了時には確定保険料申告書を提出しなければならない。

※2 労災事故では治療費以外の慰謝料や見舞金など強制加入の労災保険ではカバーすることができない費用を要することがあり、自動車保険で自賠責保険の上乗せとして任意保険を掛けるのと同じような意味合いがある。

## (2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体系図は、「愛知県建設部土木工事現場必携（平成 30 年 4 月）2-47」より中規模建設工事現場であり、「統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者」は、「準ずる者」に該当する。今後、指導の程お願いする。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。また、竣工時に施工体制台帳（2 次以降の請負契約の写し等：愛知県建設部土木工事現場必携第 2 章書類関係 2-2 書類作成の手引き P 2-70 より）を提出させることが必要であるため、竣工段階でも再確認をお願いする。

### 【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）
- 公共工事においては、H27.4.1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項）
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。（建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項ハ、施行規則第 28 条）

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事実績情報システム)登録が行われていた。

関連書類は適正に整備・保管されていた。

(4) 工程管理

契約時及び施工計画に実施工程表が作成提出され整備されていた。

先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議で提出させていた。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。

(6) 施工計画書

施工計画書は、本工事に沿った記載項目であったが、「東海地震」を「南海トラフ地震」と修正する旨の通知が「愛知県建設部より通知」されている。修正させること。

また、施工計画書(8)緊急時の体制及び対応に緊急時対策を記載させているが、現場での緊急対策を取る具体的数値を記載させ対応させることが望ましい。

緊急時に作業員の避難場所も関係者の見やすい位置に掲示させ、作業員に周知させること。(例：現場掲示板等に掲示)

【参考】

◆労働安全衛生法では、悪天候時及び地震後の作業規制を決めている。  
(労働基準局の通達で次のようになっている)

強風	10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
大雨	1回の降雨量が50ミリメートル以上
大雪	1回の降雪量が25センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数4以上
暴風	瞬間風速が毎秒30メートルを超える風

(7) 事前測量成果表

「愛知県土木工事標準仕様書 平成30年4月」1-1-45(工事測量)より「事前測量成果表」を提出させること。



#### 1 一般事項

請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員に測量結果を速やかに報告し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に報告しなければならない。

#### (8) 工事材料関係の書類

工事中材料使用承諾願などは工事請負者から、監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出させ、整備・保管されていた。現在までの提出は、適正であった。

#### 4-4 建設廃棄物処理に関する書類

発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源実施計画書を業者に提出させ、発注者として管理されていた。

請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、電子媒体にて提出させていた。

- ・「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」

工事ID7067407 一般財団法人 日本建設情報総合センターを確認し、適正であった。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について

平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・特記仕様書などで、入力を義務づけられる。
- ・システムを利用するには、年間利用料が必要(施工業者：8400円/年)。
- ・インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

#### 4-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) KY活動、新規入場者教育、安全パトロール記録、作業員保有資格一覧表等の日常安全管理書類は、適切に整理管理がなされていた。

#### 4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 施工状況について  
品質管理状況は、書面、現場から判断して特に問題は認められなかった。

#### (2) 仮設電気の分電盤の「取扱者」を表記しておくこと。(取扱者名の表示)

(電気機械器具等の使用前点検等) 労働安全衛生規則第 352 条

事業者は、次の表の上欄に掲げる電気機械器具等を使用するときは、その日の使用を開始する前に当該電気機械器具等の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる点検事項について点検し、異常を認めたときは、直ちに、補修し、又は取り換えなければならない。

(表略)

第 333 条第 1 項の感電防止用漏電しや断装置	作動状態
---------------------------	------

具体的な点検項目は以下のとおりである。

- ・ 取扱責任者名と明示されているか。
- ・ 分電盤内に不要なものはないか。
- ・ 蓋はあるか。
- ・ 使用していない間は施錠しているか。
- ・ アースは取り付けられているか。
- ・ 漏電しや断器は機能しているか。
- ・ ケーブルに行き先表示は着けられているか。
- ・ スイッチは破損していないか。
- ・ 締付ビスに緩みはないか、加熱で変色していないか。
- ・ 端子部に防護カバーはついているか。



- (3) 現場への出入口部は、第三者が夜間むやみに侵入しないよう「関係者立入禁止」等の啓発周知看板等を表示し、第三者に周知させることが肝要である。

【土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課 第3節 立入禁止の措置）】



容易に立ち入れる。

- (4) 建設機械に取扱者名を明示させること。

【建設機械施工安全マニュアルー国土交通省 総合政策局建設施工企画課】

建設機械の使用・取扱いにあたっては、その機械に定められた有資格者・取扱い者以外の使用を禁止し、当該建設機械には有資格者・**取扱い者を明示する。**

## 5 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されていた。現場の施工管理状態は良好であった。

サンプリング監査のため、細部まで確認することができなかったが、工事の監督員管理は適正であった。

監査日以降は、工程もなく繁忙期となる。寒く風も強い。火元に留意し、火器設備及び対応を労働関係者に周知徹底させて頂きたい。

また、本工事は公園整備工事と周辺住民の意識が高く、侵入可能な状態である。特に第三者災害なきよう、より徹底した安全管理について重点指導をお願いする。

以上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案及び要望

## 【2】（仮称）きたよし地区拠点施設建設（建築）工事

### 1 工事内容説明者

#### (1) 調査出席者

市民協働部	部長		村田信光
〃	次長		岡本和也
〃	協働推進課	課長	深谷正浩
〃	〃	副主幹	水野貴行
都市建設部	都市計画課	副主幹	三浦元紀
〃	〃	技師	成瀬康博
〃	〃	主事	山室翔太郎

#### (2) 工事請負業者

山旺建設株式会社	豊明支店		
	現場代理人	立和名	一
	監理技術者	一柳	剛

### 2 工事場所 みよし市ひばりヶ丘地内

### 3 工事概要

（仮称）きたよし地区拠点施設を建設することにより、行政区の枠を超えた地域間の交流、また、高齢者から子どもまで、幅広い世代の交流を創設し、地域の総合力を向上させるための工事である。

#### (1) 工事内容

##### 新築建築物

鉄骨造2階建て

建築面積 1,435.96 m<sup>2</sup>

床面積 1,841.28 m<sup>2</sup>

##### 解体建築物

鉄骨造平屋建て

床面積 505.88 m<sup>2</sup>

#### (2) 工事請負業者

山旺建設株式会社	豊明支店	【第1回目で落札】
「事後審査型一般競争入札、7者参加予定価格事後公表		電子入札」

(3) 設計及び工事監理

設 計：株式会社松浦建築事務所 三好事務所  
工事監理：株式会社松浦建築事務所 三好事務所

(4) 事業費

設計金額（税込） 681,978,960 円  
請負金額（税込） 507,470,400 円（うち消費税及び地方消費税 37,590,400 円）

(5) 工事期間

平成 30 年 6 月 29 日から平成 31 年 7 月 31 日まで

(6) 進捗状況（平成 30 年 1 月 20 日現在）

計画出来高 25.0% 実施出来高 27.0% 【計画より 2.0%早い】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し、適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）

都市建設部 都市計画課 総括監督員 三浦元紀  
専任・主任監督員 成瀬康博

## 4 調査所見

### 4-1 書類関係

(1) 金銭的保証制度（地方自治法第 234 条関係）として、履行保証制度の活用が図られている。契約保証金について、契約約款どおりであり適正である。

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%】

前払金について 100,000,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

7 者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

- ・ 公告日 平成 30 年 4 月 6 日
- ・ 参加申請期間 平成 30 年 4 月 6 日 ～ 平成 30 年 5 月 11 日
- ・ 入札書受付 平成 30 年 5 月 15 日 ～ 平成 30 年 5 月 16 日
- ・ 開札日 平成 30 年 5 月 17 日

ア 見積期間：平成 30 年 4 月 7 日～平成 30 年 5 月 16 日であった。

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された予定価格 5,000 万円以上の必要な見積期間（15 日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間 15 日以上）適正であった。

なお、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及びみよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決に付さなければならない予定価格 1 億 5,000 万円以上の金額で、議会議決（平成 30 年 6 月 21 日）に付され、適正に契約を締結していた。

【建築一式工事】

(3) 契約関係書類

工事請負契約者は、「みよし市工事請負契約約款（平成 29 年 4 月 1 日改定）」に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・監理技術者通知書及び工事下請負等届

現場代理人・監理技術者等関係書類は、適正に作成整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(5) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。受注者は、建設業退職金共済制度へ加入している。しかし、受注者の他工事での購入証紙の残枚数が多く、本工事での「証紙購入金 6,200 円」と請負金額に対する比率があまりに少ない。

残枚数の根拠計算式、一覧表の表記及び「証紙枚数確認」にて、明確に示させること。

愛知県建設部土木工事現場必携 2-74 を参考に一考されることが望ましい。

**【参考】建設業退職金制度 【愛知県土木工事現場必携 2-74 より】**

建設業退職金制度（以下、建退協）への加入が必要な場合、同制度に請負者は加入する。対象となる労働者の数と日数を把握し、証紙を必要枚数購入する。

建退協に加入した場合、請負者は監督員へ掛金収納書を提出しなければならない。ただし、自社及び下請負会社全ての作業員に対しての退職金制度がある場合は必要ない。

(1) 掛金収納書：請負者から監督員へ提出

(2) 建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書等、配布枚数が確認できる書類（受け払い簿等）：監督員から請求があった場合、提示

(3) 標準仕様書第1編1-1-49

(4) 契約後1ヶ月以内に提出（例外措置あり。詳しくは以下の注意事項を参照のこと）

注意事項

(1) 建設業退職金制度に加入している場合、標識を掲示する。

様式は、建退協支部で交付を受ける。

(2) 掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出できない場合は？

提出できない理由（作業員の数確定しない等）、提出が可能となる時期を書面にして監督員へ提出。様式は請負者の任意。また、社印等は必要無い。

(3) 他工事で余っている証紙を活用したい場合は

愛知県が発注した他工事において、購入した証紙であれば使用を認める。ただし、その場合は、残数、愛知県が発注した他工事により購入したことが明らかでなければならない。監督員が確認し、使用を認める。

また、新たに購入した証紙での掛金収納書を提出する場合、他工事で購入した枚数を書面にして提出する。

例：購入した工事での掛金収納書（購入した枚数）と、貼り付け状況報告書（使用した枚数）を請負者に提示してもらう。（購入した枚数－使用した枚数で、余っている枚数が分かる。）

(6) 工事保険契約

労働災害保険、賠償責任保険等及び建設工事保険に受注者が加入しているとのことである。控えを確認し、適正であった。

4-2 設計・積算に関する書類

**【設計方針】**

地域住民によるワークショップで出た意見を基に地域の代表者等を委員とした地区拠点施設整備協議会で決定した2階建て建物の計画案から、地域の集会、講座及び交流が行えるようにプランニングする。

(1) 設計に関する書類

詳細設計は、株式会社松浦建築事務所 三好事務所にて実施されていた。  
設計会社の設計技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

- ・管理技術者：山田 育夫
- ・照査技術者：山田 育夫

管理技術者と照査技術者が、同じ人格であった。

**業務実施の統括・管理を行う「管理技術者」とは別人格の「照査技術者」を定め、照査を行うことを求める。**

ア 特記仕様書

設計図書の特記は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修に基づく「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）平成28年度版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）平成28年度版」であり、適正であった。

イ 設計参考図書

図 書	発行年月日	著 者
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成28年6月1日	(一財)公共建築協会
公共建築工事監理指針（上巻）	平成28年10月21日	(一財)公共建築協会
公共建築工事監理指針（下巻）	平成28年10月21日	(一財)公共建築協会
人にやさしい街づくり推進に関する条例の解説	平成25年5月	愛知県建設部

(2) 積算に関する書類

ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社松浦建築事務所 三好事務所によって、「建築数量積算基準・同解説」に準拠して作成されていた。

イ 積算単価について

単価については、「公共建築工事積算基準」（愛知県建設部「公共建築工事積算単価表」）に準拠し、市販刊行物の「建設物価」「積算資料」「建築コスト情報」「建築施工単価」「業者見積り」などにより積算されていた。

刊行物に記載されない単価においては、「物価資料によらない場合」の3社以上の見積りを徴収し、総額最低価格にスライド率を掛け、本工事採用単価として決定されており、適正であった。

**【積算参考資料】**

図 書	発行年月日	著 者
公共建築工事・積算基準	平成29年6月25日	(一財)建築コスト管理システム研究所
建築数量積算基準・同解説	平成23年9月15日	(一財)建築コスト管理システム研究所
建築工事 設計・積算参考資料	平成29年10月	愛知県建設部
公共建築工事積算単価表	平成30年2月23日	愛知県建設部



建設物価	平成30年1月	(一財)建設物価調査会
積算資料	平成30年1月	(一財)経済調査会
建築コスト情報	平成30年1月	(一財)建設物価調査会
建築施工単価	平成30年1月	(一財)経済調査会

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適切に整備されていた。

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、実施されていたが、諸官庁関連書類は一連のファイルで整備させること。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させている。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第15条」、「建設業法第24条の7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。また、竣工時に施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し等：愛知県建設部土木工事現場必携第2章書類関係2-2書類作成の手引きP2-70より）を提出させることが必要であるため、竣工段階でも再確認をお願いします。

## 【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 公共工事においては、H27.4.1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間 (発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間) 保存することが義務づけられている。  
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項ハ、施行規則第 28 条)

### (3) 工事カルテ

工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事実績情報システム)登録が行われ、関連書類は適正に整備・保管されていた。

### (4) 工程管理

施工計画作成時に実施工程表を提出させ整備されていた。

月始めに、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクさせた履行報告書を提出させ、適正な管理状況であった。

### (5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし進捗出来高数値を把握していたが、出来高数値の根拠が不明瞭であった。

工種構成比率が未記入のため適切な進捗管理がなされているのかがわかりにくい。実施出来高(構成比率)を記載させ当月出来高を管理する様子を添付させることが必要である。

### (6) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。

### (7) 施工体系図

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

(8) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、適正に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

(9) 工事材料関係の書類

工事用材料使用承諾願は、工事請負者から監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から工事監理者及び監督員に提出させ、管理されていた。

監査日現在迄の使用された材料承認は適正になされていた。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

(3) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成していた。

【参考】 中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知

建設リサイクル統合システム(クレダス)の廃止に伴う対応方針について

平成30年3月31日をもって建設リサイクルデータ統合システム「クレダス」が廃止されることが、中部地方建設副産物対策連絡協議会事務局(国土交通省)より通知されました。これを受けまして、平成30年度以降は、建設副産物情報交換システム「コブリス」により、同様の業務を実施している。

「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

- ・ 工事発注者、排出事業者、処理事業者間の情報交換を行うシステム。
- ・ 建設副産物にかかわる需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの推進が目的。
- ・ 特記仕様書などで、入力を義務づけられる。
- ・ システムを利用するには、年間利用料が必要(施工業者：8400円/年)。
- ・ インターネットからログインする際に、電子認証キーが必要。

#### 4-5 安全管理に関する書類

- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。
- (3) 足場ステージ積載荷重について  
ステージ面積に対して、2,000kg の表示だと考えるが、ステージ部材の根拠計算書を添付させること。



2,000kg の表示根拠を  
明確にすること

#### 4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 作業所において、作業員への指示、指導は適切に実施されていた。  
KY記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示指導がなされていた。
- (2) 工事の品質管理状況は、書面及び現場施工状況から判断して特に問題は認められなかった。



ガス切断時は、消火器を台車に設置  
しておくこと

## 5 技術調査全般

本工事の書類及び現場を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中に必要な書類は整備・保管されていた。

施工及び管理は、書類はもとより現場監理が大切である。

工事監理者及び発注者監督員として、「施工監理プロセス、施工計画、段階確認検査、材料承認検査等（チェックリスト）一覧」など「チェックリスト」管理すると、より品質の高い工事目的物が施工される。

工事監理者が「チェックリスト」作成することを一考していただきたい。

本工事場所の地域配慮として、適切な散水を実施しているとのことである。風の強い日は、特に住宅側への飛散防止対策をお願いする。

また、本工事の出入口部は、坂道傾斜で自転車の通行者が止まりにくい状況下である。特に、工事関係車両の出入に際しては、必ず誘導員を配置し安全誘導の徹底を図り第三者災害なきよう適切な指導徹底をお願いする。

今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害完成をお願いする。

以上

文書中の

\_\_\_\_\_部分は、留意事項

.....部分は、今後に向け提案及び要望